

文部科学省令第二十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日

文部科学大臣 下村 博文

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「と幼保連携施設」を「及び保育所等」に、「。以下「就学前教育等推進法」という。）第三条第三項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する」を「）第二条第五項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該」に改め、「（就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第四項から第六項までを削る。

附 則

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。